

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における令和6年度2次協議について

			スプリングラー設備等整備	社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修支援事業	水害対策強化事業	耐震化整備	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業(大規模修繕等分)	非常用自家発電設備整備	給水設備整備	ブロック塀等改修整備	介護施設等の換気設備の設置事業	
施設規模	補助者	補助対象施設	既存の小規模高齢者施設等のスプリングラー設備等整備事業	社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修支援事業	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業(水害対策強化事業分)	高齢者施設等の水害対策強化事業	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業(耐震化分)	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業(大規模修繕等分)	高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	高齢者施設等の給水設備整備事業	高齢者施設等の安全対策強化事業	高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業
			補助率:定額	補助率:国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率:定額	補助率:国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率:定額	補助率:定額	補助率:国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率:国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率:国1/2、自治体1/4、事業者1/4	
			補助上限:9,710円/m ² (※1) 補助下限:なし	補助上限:総事業費6,160万円/施設 補助下限:総事業費80万円/施設	補助上限:773万円 or 1,540万円/施設 補助下限:80万円/施設	補助上限:なし 補助下限:総事業費80万円/施設	補助上限:773万円 or 1,540万円/施設 補助下限:80万円/施設(ただし、非常用自家発電設備整備はなし)	補助率:なし 補助下限:総事業費500万円(ただし、定員29人以下の地域密着型・小規模施設等はなし)	補助率:なし 補助下限:なし	補助率:なし 補助下限:なし	補助率:なし 補助下限:なし	補助率:4,000円/m ² 補助下限:なし
定員規模0人施設以上等の 都道府県(指定都市・中核市を含む)	① 特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設(※2)	○(特養に限る) —	※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	○(特養に限る) —	※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	—	—	○(特養に限る) ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	○(特養に限る) ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	○	○	
		② 軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型)	○	○	—	○	—	—	○	○	○	
		③ 介護老人保健施設	—	○	—	○	—	—	○	○	○	
		④ 介護医療院	○(※6)	○	—	○	—	—	○	○	○	
		⑤ 養護老人ホーム	—	○	—	○	—	—	○	○	○	
		⑥ 有料老人ホーム	○	—	—	—	—	—	—	○	○	
		⑦ 通所介護事業所(※3)	△(※4)	—	—	—	—	—	—	○	—	
		⑧ ①以外の老人短期入所施設	—	—	—	—	—	—	—	○	○	
		⑨ 老人福祉センター(特A型・A型・B型)(※2)	—	—	—	—	—	—	—	○	—	
		⑩ 老人福祉施設付設作業所(※2)	—	—	—	—	—	—	—	○	—	
		⑪ 老人介護支援センター(在宅介護支援センター)(※2)	—	—	—	—	—	—	—	○	—	
		⑫ 在宅複合型施設(※2)	—	—	—	—	—	—	—	○	—	
地域密着規型2・9人規模以下施設等の 市区町村(指定都市・中核市を含む)	⑬ 地域密着特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設(※2)	—	—	○(1,540万円)(特養に限る) ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	—	○(1,540万円)(特養に限る) ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	—	○(特養に限る) ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	○(特養に限る) ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	○	○	
		⑭ 小規模ケアハウス	○	—	○(1,540万円)	—	○(1,540万円)	—	○	○	○	
		⑮ 都市型軽費老人ホーム	○	—	○(773万円)	—	○(773万円)	—	○	○	○	
		⑯ 小規模介護老人保健施設	—	—	○(1,540万円)	—	○(1,540万円)	—	○	○	○	
		⑰ 小規模介護医療院	○(※6)	—	○(1,540万円)	—	○(1,540万円)	—	○	○	○	
		⑱ 小規模養護老人ホーム	—	—	○(773万円)	—	○(773万円)	—	○	○	○	
		⑲ 小規模有料老人ホーム	○	—	—	—	—	—	—	○	○	
		⑳ 地域密着型通所介護事業所(※3)	△(※5)	—	—	—	—	—	—	○	—	
		㉑ 認知症対応型通所介護事業所	△(※5)	—	○(773万円)	—	○(773万円)	—	○	○	—	
		㉒ ②以外の小規模老人短期入所施設	—	—	—	—	—	—	—	○	○	
		㉓ 認知症高齢者グループホーム	—	—	○(773万円)	—	○(773万円)	—	○	○	○	
		㉔ 小規模多機能型居宅介護事業所	○	—	○(773万円)	—	○(773万円)	—	○	○	○	
		㉕ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	○	—	○(773万円)	—	○(773万円)	—	○	○	○	
		㉖ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	—	—	○(773万円)	—	○(773万円)	—	○	○	—	
		㉗ 夜間対応型訪問介護ステーション	—	—	—	—	—	—	—	○	—	
		㉘ 介護予防拠点	—	—	○(773万円)	—	○(773万円)	—	○	○	—	
		㉙ 地域包括支援センター	—	—	○(773万円)	—	○(773万円)	—	○	○	—	
		㉚ 生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	○	—	○(773万円)	—	○(773万円)	—	○	○	○	
		㉛ 緊急ショットスティ	—	—	○(773万円)	—	○(773万円)	—	○	○	—	
		㉜ 施設内保育施設	—	—	○(773万円)	—	○(773万円)	—	○	○	—	

※1 1,000m²未満の施設が対象。また、別途、ポンプユニットは上限244万円/施設(スプリングラー整備に伴うものに限る)、自動火災警報装置は108万円/施設(300m²未満)、火災報知設備は32.5万円が上限額/施設(500m²未満)がある。

※2 定員規模に関わらない。

※3 通所介護事業所は定員19人以上、地域密着通所介護事業所は定員18人以下。

※4 宿泊を伴うもののうち、都道府県知事が特に必要認めた場合に限る。

※5 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、市町村長が特に必要と認めた施設を含む。

※6 3,000m²未満の施設が対象。ただし、自動火災警報装置及び火災報知設備は対象外。

介護・福祉空間整備等施設整備交付金における令和6年度2次協議について